

# 介護保険負担限度額認定

下記のサービスを利用した場合、利用者負担額のうち食費・居住費が軽減される制度です。

## ●対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・老人保健施設
- ・介護療養型医療施設・介護医療院
- ・短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

※認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)は限度額認定の対象となりません。

## ●負担限度額の段階: 本制度の対象外の方は第4段階となります。

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	・世帯全員が市民税非課税者 ・配偶者が市民税非課税者 ・老齢年金受給者または生活保護受給者	預貯金等が1,000万円以下 (夫婦で2,000万円以下)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税者 ・配偶者が市民税非課税者 ・合計所得金額と公的年金等収入金額および非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	預貯金等が650万円以下 (夫婦で1,650万円以下)
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税者 ・配偶者が市民税非課税者 ・合計所得金額と公的年金等収入金額および非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下 (夫婦で1,550万円以下)
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税者 ・配偶者が市民税非課税者 ・合計所得金額と公的年金等収入金額および非課税年金収入額の合計が120万円超の方	預貯金等が500万円以下 (夫婦で1,500万円以下)

## ●負担限度額(1日当たり): 下表の上限額までの負担となります。施設の設定した居住費・食費が下表を下回る場合は、施設が設定した金額までの負担となります。

令和6年7月まで						
利用者負担段階	居住費など				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設利用者	ショートステイ利用者
第1段階	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円



居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

令和6年8月から						
利用者負担段階	居住費など				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設利用者	ショートステイ利用者
第1段階	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、( )内の金額となります。